



島根県報

平成21年3月31日（火）

号外第53号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

へき地医療奨学金貸与規則等の一部を改正する規則

（医 療 対 策 課） 2

公布された条例等のあらまし

◇へき地医療奨学金貸与規則等の一部を改正する規則（規則第34号）

1 規則の概要

(1) 改正の内容

ア 医師の確保及び充実を図ることを目的とした他の奨学金との併願を認めることとした。

イ 届出が必要な事項に、島根県以外の奨学金で返還免除規定のあるものについて貸与を受ける場合等を加えることとした。

ウ その他規定及び様式の整備

(2) 改正を要する規則

規 則 の 題 名	改正の内容
へき地医療奨学金貸与規則	イ及びウ
医学生地域医療奨学金貸与規則	ア、イ及びウ
しまね医学生特別奨学金貸与規則	ア、イ及びウ

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

規 則

へき地医療奨学金貸与規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年 3 月 31 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第34号

へき地医療奨学金貸与規則等の一部を改正する規則

(へき地医療奨学金貸与規則の一部改正)

第 1 条 へき地医療奨学金貸与規則（平成14年島根県規則第15号）の一部を次のように改正する。

第 6 条に次の 1 項を加える。

3 第 1 項の連帯保証人は、第 9 条第 1 項の被貸与者と連帯して債務を負担する。

第14条第 2 項中「同項各号に定める」を「当該」に改める。

第17条第 1 項に次の 1 号を加える。

(2) この奨学金以外の奨学金（医師として勤務することを条件に返還が免除されるものに限る。）を受け、又はその返還が免除されたとき。

様式第 6 号中「上記金額を借用しました。」を

「上記金額を借用しました。については、へき地医療奨学金貸与規則の規定に従い、相違なく返還します。

なお、連帯保証人は、この奨学金の貸与について、本人と連帯して一切の債務を保証します。」

に改める。

(医学生地域医療奨学金貸与規則の一部改正)

第 2 条 医学生地域医療奨学金貸与規則（平成18年島根県規則第14号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項第 1 号中「。以下「過疎地域」という」を削り、同項第 2 号を次のように改める。

(2) へき地医療拠点病院（松江市又は出雲市に所在するものを除く。）

第 3 条中「受け、又は受けようとする」を「受けた」に改める。

第 6 条に次の 1 項を加える。

3 第 1 項の連帯保証人は、第 9 条第 1 項の被貸与者と連帯して債務を負担する。

第14条第1項を次のように改める。

知事は、被貸与者が次の各号のいずれかに該当するときは、前2条の規定にかかわらず、当該各号に掲げる事由が継続する期間、奨学金の返還を猶予することができる。

- (1) 大学の課程を修了し、又は大学院の課程を修了し、若しくは中止した日の属する月の翌月の初日から起算して貸与期間の3倍に相当する期間（貸与期間が、1年未満の場合にあつては4年、1年以上1年5月以内の場合にあつては当該貸与期間に3年を加えた期間）
- (2) 災害、疾病その他やむを得ない事由により奨学金を返還することが困難であると知事が認めるとき。

第14条第2項中「疾病等が」を「同項各号に掲げる事由が」に、「疾病等を」を「当該事由を」に改め、同条第3項中「疾病等」を「第1項の事由」に改める。

第17条第1項に次の1号を加える。

- (2) この奨学金以外の奨学金（医師として勤務することを条件に返還が免除されるものに限る。）を受け、又はその返還が免除されたとき。

様式第1号中

「

連 帯 保 証 人	氏 名	㊦	生年月日			
	住 所	〒			続 柄	を
	電 話 番 号		()	—		

」

「

連 帯 保 証 人	連帯保証人は、上記の申請者がこの奨学金の貸与を受けたときは、その貸与額の全額について申請者本人と連帯してその債務を保証します。					
	氏 名	㊦	生年月日			
	住 所	〒			続 柄	に
	電 話 番 号		()	—		
島 根 県 以 外 の 医 学 生 向 け 奨 学 金	<input type="checkbox"/> 受けている（都道府県名又は市町村名） <input type="checkbox"/> 受ける予定がある（都道府県名又は市町村名） <input type="checkbox"/> なし					

」

改め、同様式に注として次のように加える。

注 「島根県以外の医学生向け奨学金」は、一定期間の勤務を条件に返還が免除される奨学金が対象です。

様式第6号中「上記金額を借用しました。」を

「上記金額を借用しました。については、医学生地域医療奨学金貸与規則の規定に従い、相違なく返還します。」に改め

る。なお、連帯保証人は、この奨学金の貸与について、本人と連帯して一切の債務を保証します。」

る。

（しまね医学生特別奨学金貸与規則の一部改正）

第3条 しまね医学生特別奨学金貸与規則（平成18年島根県規則第47号）の一部を次のように改正する。

第3条中「受け、又は受けようとする」を「受けた」に改める。

第6条に次の1項を加える。

- 3 第1項の連帯保証人は、第9条第1項の被貸与者と連帯して債務を負担する。

第14条第1項を次のように改める。

知事は、被貸与者が次の各号のいずれかに該当するときは、前2条の規定にかかわらず、当該各号に掲げる事由が継続する期間、奨学金の返還を猶予することができる。

(1) 臨床研修を修了した日の属する月の翌月から6年間（疾病、負傷その他やむを得ない事由があるため医師の業務に従事することができなかった期間を除く。）

(2) 災害、疾病その他やむを得ない事由により奨学金を返還することが困難であると知事が認めるとき。

第14条第2項中「疾病等が」を「同項各号に掲げる事由が」に、「疾病等を」を「当該事由を」に改め、同条第3項中「疾病等」を「第1項の事由」に改める。

第17条第1項に次の1号を加える。

(2) この奨学金以外の奨学金（医師として勤務することを条件に返還が免除されるものに限る。）を受け、又はその返還が免除されたとき。

様式第1号中

「

連 帯 保 証 人	氏 名	〒	生年月日			
	住 所 電 話 番 号		()	—	続 柄	を

」

「

連 帯 保 証 人	連帯保証人は、上記の申請者がこの奨学金の貸与を受けたときは、その貸与額の全額について申請者本人と連帯してその債務を保証します。					
	氏 名	〒	生年月日			
	住 所 電 話 番 号		()	—	続 柄	に
島 根 県 以 外 の 医 学 生 向 け 奨 学 金	<input type="checkbox"/> 受けている (都道府県名又は市町村名) <input type="checkbox"/> 受ける予定がある (都道府県名又は市町村名) <input type="checkbox"/> なし					

」

改め、同様式に注として次のように加える。

注 「島根県以外の医学生向け奨学金」は、一定期間の勤務を条件に返還が免除される奨学金が対象です。

様式第6号中「上記金額を借用しました。」を

「上記金額を借用しました。については、しまね医学生特別奨学金貸与規則の規定に従い、相違なく返還します。

なお、連帯保証人は、この奨学金の貸与について、本人と連帯して一切の債務を保証します。」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。